

緊急・クイックアンケート調査にご協力いただいた皆様
ジェトロ主催ウェビナー参加企業の皆様
相談窓口をご利用いただいた皆様

お世話になっております。

昨日に続きまして、Paycheck Protection Program（PPP）の最新動向につきまして、アップデートさせていただきます。

【Paycheck Protection Program（PPP）の追加融資枠についての最新動向】

米議会下院は4月23日、新型コロナウイルスによる影響への支援策として、中小企業向け融資プログラムの予算拡充を含む追加法案を可決しました。上下両院で可決した法案はトランプ米大統領が本日中に署名予定で、施行されれば財源枯渇のため申請受入れを停止していた融資が再開される見込みです。下記、ジェトロビジネス短信記事もご参照下さい。

「米議会で新型コロナ対策法案が可決、中小企業向け融資が再開の見込み」（2020年4月24日）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/04/de43e7b11198d787.html>

ただし、今回も早期に財源が枯渇することが見込まれ、また審査は先着順とされておりますので、ご関心のある企業様は取引のある金融機関や弁護士等専門家に早急にご相談いただければと思います。

【ご参考：PPPの対象企業の要件について】

なお、PPPの対象企業の要件について、多くのお問い合わせを受けておりますことから、以下、これまでジェトロで入手した情報を整理しました。

1) PPPは外資系企業も対象になるか？

外資企業もPPPに申請できるかという点については、ジェトロからSBAに確認したところ、「外資が申請できないという情報はない」との回答を得ております。また、申請開始の2020年4月3日前に発表された最初の申請様式では、「20%以上の所有者全員が米国籍かどうか」という質問に「No」と答えるとローンの受給資格がないと明記があったところ、最新版の借主申請様式（4/2付）ではその部分が削除されており、現状では、特段申請様式内に外資企業か否かを明記する欄はありません。また、実際にも、日系企業でも承認を受けた例を確認しております。

2) 対象企業の従業員 500 人以下には米国外の拠点もカウントするのか？

他方、もう一点重要な申請要件として、例外となる産業（注）を除いて、申請企業は従業員が「500 人以下」でなければならないという要件がございます。

この要件については、財務省が公表している PPP の Interim Final Rule 及び Frequently Asked Questions に、「You are eligible for a PPP loan if you have 500 or fewer employees whose principal place of residence is in the United States」と明記されております。

一方、弁護士の中には、SBA が従来定義している Affiliation Rules に基づき、「連結するすべての国内外の拠点等も含める」べきとの意見も出ております。すなわち、Affiliation Rules の一般原則は、連邦規則集（CFR）13 章 121.103 に記されており、その（a）の（6）項では、下記文言のとおり、企業規模を測る際には国外の拠点も含むことが明記されております。Interim Final Rule や FAQ のガイダンスの文言よりも、上位法規である CFR が優先されるべきなので、従業員数のカウントでは国外拠点、在米日系企業であれば日本の親会社の従業員も含むべきとの考え方です。そのため、申請を検討される際にはご注意ください。

「In determining the concern's size, SBA counts the receipts, employees, or other measure of size of the concern whose size is at issue and all of its domestic and foreign affiliates, regardless of whether the affiliates are organized for profit.」

（注）従業員が 501 人以上であるものの、中小企業庁（SBA）が産業別に定める中小企業としての従業員数の要件を満たす企業も対象となります。

以上のとおり、従業員数のカウント方法については専門家の中でも統一的な見方が出されていない状況ですので、申請をご検討される際にはご注意ください。なお、4 月 23 日、ジェトロから SBA 本部に対して問い合わせを行った際にもこの点については明確な回答はありませんでした。

【ご参考：PPP に関する追加ガイダンスについて】

また、4 月 23 日に財務省により加えられた PPP に関わるガイダンス（注）では、相応の市場価値を持つ上場企業で、その他資金へのアクセスが十分ある場合は PPP を受領するに値しないとの方針が出されました。実際に、財務省は一旦承認された大手レストランチェーンなどに PPP 融資の返上を要請し始めているとの報道も出ています。当該新規追加のガイダンスでは、「借主は誠実かつ真実に、PPP 融資が必要であることを証明しなければならない。特にすべての借主は申請前に、継続的な事業運営を支えるうえでこの融資が必要な理由が、現在の先行き不透明な経済状況にあることを証明する必要がある」としています。

(注) 以下の4月23日付FAQで31番目のQAとして追記されています。

<https://home.treasury.gov/system/files/136/Paycheck-Protection-Program-Frequently-Asked-Questions.pdf>

併せてジェトロでまとめております本制度の概要もご活用ください。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/covid-19/us/pdf/us_government_list.pdf

米財務省が随時更新しているPPP関連情報は以下よりご確認ください。

<https://home.treasury.gov/policy-issues/top-priorities/cares-act/assistance-for-small-businesses>

なお、ジェトロのウェブサイト特設ページで新型コロナウイルス関連の情報をご紹介しております。こちらも是非ご利用ください。

<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/>

何かご不明な点などございましたら相談窓口までご連絡いただければ幸いです。

(米国進出日系企業向け相談窓口)

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/us_newyork/info/20200403.html

お問い合わせ先：

ニューヨーク事務所：info-nya@jetro.go.jp

サンフランシスコ事務所：sfc-research@jetro.go.jp

ロサンゼルス事務所：lag-research@jetro.go.jp

シカゴ事務所：jetrochicago2@jetro.go.jp

アトランタ事務所：ama@jetro.go.jp

ヒューストン事務所：inqu-hou@jetro.go.jp